

## 特別免許状（教育職員検定）の出願について

令和5年(2023年)11月  
滋賀県教育委員会事務局  
教職員課 服務・免許係

特別免許状は、教員免許状（普通免許状）を所持していないものの優れた知識経験等を有する社会人等を教師として学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図るために授与する免許状です。

出願を希望する場合は、次のとおり手続きをされるようお願いします。

### 1 出願要件

特別免許状に係る教育職員検定に出願できる者は、(1)～(3)のいずれかに該当することとします。

#### (1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すること（具体的には次の①～⑥を指します）。

①外国の教員資格を保有していること。

②教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を保有していること。

③修士号または博士号等の学位を保有していること。

（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専門分野に相当する教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定されます。）

④各種競技会、コンクール、展覧会等における実績を有すること。

（特に、競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権もしくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者またはこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育または保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定されます。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関連する専門的な知識経験等を備えていることが想定されます。）

⑤大学における教職科目のうち県教育委員会が必要と認めるものの履修または教職を志望する者を対象とした体系的な研修を受講していること。

⑥学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価、その他県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価を有すること。

#### (2) 学校教育法第1条に規定する学校または次に掲げる教育施設における教科に関する授業に関わった経験が、最低1学期以上にわたること。

- ①平成3年文部省告示第91号または第120号により指定または認可された在外教育施設
- ②日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの
- ③日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクール・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
- ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

（3）教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

例)

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教・助手・講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

なお、普通免許状を有する者を採用することができない場合の臨時的な任用を目的とする場合は、臨時免許状を出願してください。

## 2 提出書類

書類名	記入要領
教育職員免許状検定願 (別記様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が記入してください（氏名欄に押印する必要はありません）。</li> <li>・収入証紙貼付欄は、<u>5,000円分</u>の滋賀県収入証紙を貼付してください（割印は押印しないようにしてください）。</li> <li>・「(領域追加)」「(検定)」「(交付)」の「(領域追加)」「(交付)」を二重線で消してください。</li> <li>・本籍地（都道府県名のみ）、氏名、生年月日は戸籍搭載どおりに記入し、略字等は使用しないで正確に丁寧に記入してください。また、外国籍の場合は、国名を記入してください。</li> <li>・免許状の種類は、校種および担当する教科について正確に記入してください。 例) 小学校教諭特別免許状、中学校教諭特別免許状 等</li> <li>・教科（特別支援教育領域）の欄は、中学校、高等学校、特別支援学校の免許状の申請を行う場合に、受けようとする教科または特別支援教</li> </ul>

	<p>育領域（特別支援教育領域については、教育職員免許法施行規則第 62 条に定めのある自立教科等に限りません。）を記入してください。小学校の場合は記入の必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠規定の欄は、「法第 5 条第 2 項」と記入してください。</li> </ul>
教育職員免許状出願要項 （様式第 2 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「本籍地」から「根拠規定」までの欄は、様式第 1 号の要領で記入してください。</li> <li>・「出願の基礎になる資格」欄は、学歴、勤務歴等を記入してください。勤務歴は、直近のもののみで構いません。</li> <li>・過去に免許状を授与された場合は、「既に受けたすべての免許状」欄に記入してください。</li> </ul>
履歴書（様式第 4 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が記入してください。（氏名欄に押印する必要はありません。）</li> <li>・「身上異動」欄は、婚姻や転籍等、戸籍に変更があった事項について記入してください。</li> <li>・学歴、職歴、処分歴とも、古い事項から順に記入してください。</li> <li>・学歴は、中学校から記載してください。</li> <li>・職歴は始期のみの記載で構いません。</li> <li>・欄が不足する場合には別に用紙を追加して記入してください。</li> </ul>
宣誓書（様式第 5 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までを必ず確認した上で、本人が自署してください。</li> </ul>
人物に関する証明書 （様式第 7 号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本証明書の提出は、親展書とし厳封のうえ提出してください。厳封されていないものは受け付けません。なお、出願時点で、実務証明責任者による証明日から 3 か月以内である場合のみ有効とします。</li> </ul> <p><b>所属長による証明</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①所属長は、被証明者の人物について、教育職員としての適格性を判断し、所見欄の「適格」または「不適格」を○で囲んでください。</li> <li>②免許状を過去に授与された方や特別非常勤講師として、現に学校（国立、公立、私立を問わない。）に勤務している場合は、学校長に証明をしてもらってください。また、現職でない場合は、直近の学校長に証明してもらっても構いません。</li> <li>③教職経験のない方については、所属長欄に卒業した大学等の教授または現在または過去に勤務のある法人等の上司等に証明をもらってください。</li> </ol> <p><b>実務証明責任者による証明</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①実務証明責任者は、所属長の証明内容が適正であり、被証明者の人物が良好であると認める場合に、本証明書の記載事項を証明します。</li> <li>②実務証明責任者は、上記「所属長による証明」の証明者が、公立学校の学校長である場合は当該学校の管理運営をする教育委員会（教育長ではないので注意すること。）、私立学校の学校長である場合はその私立学校を設置している学校法人等の理事長、大学附置の国立・公立学校である場合は大学長となります。なお、滋賀県立学校勤務の場合の人物に関する証明書の発行方法は、次の URL を確認してください。 <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyu/download/306434.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/toukei/shinseisyu/download/306434.html</a></li> <li>③教職経験のない方の実務証明責任者は、上記「所属長による証明」の証明者が、卒業した大学等の教授である場合は当該大学の大学長、現在または過去に勤務のある法人等の上司等である場合は当該法人の代表者の公印によって証明してもらってください。</li> </ol>

	<p>※所属長または実務証明責任者について、不明である場合は滋賀県教育委員会事務局教職員課服務・免許係までお問い合わせください。</p>
<p>身体に関する証明書 (様式第8号)</p>	<p>・医療機関で医師の証明を受けてください。なお、出願時点で医師による証明日が3か月以内である場合のみ有効とします。</p> <p>※本証明書の提出を健康診断結果などで代用することはできません。</p>
<p>推薦書 (様式第9号)</p>	<p>・推薦書は任命者または雇用者によるものを含め、異なる推薦者のものを2部以上用意してください。推薦できる者は次のとおりとします。</p> <p>①任命者または雇用者(雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ) 【必須】</p> <p>②特別免許状出願の資格要件の内容を証明できる者(最低1部以上) ※過去に勤務した学校、教育施設、営利企業、その他の法人等の長および出身大学の学部長等が想定されます。</p> <p>・任命者または雇用者からの推薦書における「推薦事由」には、必ず以下の2点が記載されているようにしてください。(記載がない場合は、審査の対象としません。)</p> <p>①当該申請者を配置することにより実現しようとしている教育内容 ※参考となる資料を添付してください【必須】。</p> <p>②当該申請者が教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見等を有することについての具体的な記載</p> <p>・任命者または雇用者以外の推薦者による推薦書の「推薦事由」には、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見等を有することについて具体的に記載されているようにしてください。</p>
<p>基礎資格に関する証明書</p>	<p>・高等学校、専門学校、短期大学または大学を卒業した者は「卒業証明書」を、大学院を修了した者は「修了証明書」をそれぞれ添付してください。海外の大学を卒業した場合であって、卒業証明書が和文でない場合は、卒業証明書を和文に翻訳したものを添付してください。</p>
<p>成績証明書</p>	<p>・最終学校の学業成績証明書を添付してください。外国語で記載されたものである場合は、日本語対訳を添付してください。</p>
<p>自己の学力、技能、実務等を証明する資料等</p>	<p><b>要件(1) - ①該当者</b></p> <p>・外国の教員資格を有することを証明する書類の写し(任命者または雇用者による原本証明がされているものに限る。)</p> <p><b>要件(1) - ②該当者</b></p> <p>・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有することの証明書等</p> <p><b>要件(1) - ④該当者</b></p> <p>・表彰状の写し等、実績内容がわかる書類</p> <p><b>要件(1) - ⑤該当者</b></p> <p>・教職科目を修得した大学による「学力に関する証明書」</p> <p><b>要件(1) - ⑥該当者</b></p> <p>・教育職員や特別非常勤講師としての経験がある場合は「実務に関する証明書」(様式第6号) ※「実務に関する証明書」の所属長、実務証明責任者については上記「人物に関する証明書」(様式第7号)をご参照ください。</p> <p><b>要件(2) 該当者</b></p> <p>・教育職員や特別非常勤講師としての経験がある場合は「実務に関する証明書」(様式第6号) ※「実務に関する証明書」の所属長、実務証明責任者については上記「人物に関する証明書」(様式第7号)をご参照ください。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員等としての経験がない場合は、在職証明書等、教育施設で教科に関する授業に携わったことを証明する書類（期間、所属名、職名、職務内容がわかるもの）</li> </ul> <p><b>要件（3）該当者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職証明書等、教科に関する専門分野に関する勤務経験等を証明する書類（期間、所属名、職名、職務内容がわかるもの）</li> </ul>
自己PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人が記入してください。</li> </ul>
特別免許状申請者を任用または雇用するための採用選考過程における学力および人物の評価内容がわかる資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は任意ですが、申請者が見ることができないよう厳封し、親展としてください。（厳封されていないものは無効とします。）</li> <li>・採用選考過程における学力及び人物の評価内容がわかる書類の提出が困難である場合は、採用選考と別に実施した模擬授業等による評価がわかる資料も可とします。（ただし、採用選考と同等の基準によって行われるものに限りです。）</li> <li>・採用選考過程における学力および人物の評価内容がわかる資料または上記の模擬授業による評価内容がわかる資料のいずれの場合であっても、申請者の学力および人物について、評価を行う上での観点や付された評価の根拠がわかるものとしてください。</li> </ul>
特別免許状申請者に対する研修計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任用者または雇用者が必要事項を記入の上、提出してください。</li> </ul>
教育職員免許状の原本と写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持する全ての教員免許状を添付してください。ただし、免許状の写しに、雇用者による原本と相違ないことの証明（裏面のある場合は裏面についても必要）がある方に限り、原本の提出に代えることができます（ただし、証明日が3か月以内のものに限る。）。紛失した等の理由で原本を添付できない場合は、授与証明書（原本に限る。）を添付してください。（免許状の原本については、確認後、免許状の交付に併せて返却します。）</li> </ul>

注1 婚姻等により、本籍・氏名が免許状または卒業証明書、成績証明書等と異なる場合は、異なる理由および変更した時期が分かる書類（戸籍抄本・原戸籍等）を添付してください。

2 本籍が外国籍の場合、在留資格がわかる書類（在留カード等）の写しを添付してください。

3 出願に必要な収入証紙は、滋賀県収入証紙です。（収入印紙ではないのでご注意ください。）滋賀銀行本店・県内支店出張所、滋賀県会計管理局管理課、滋賀県各合同庁舎会計管理局会計課または平和堂一部店舗で購入できます。

### 3 検定の流れ

12月22日（金）	申請書類提出期限
1月	<p>申請書類内容確認</p> <p>※事務局で申請書類の内容を確認し、推薦の理由等を各所属に確認します。特別免許状の授与に見合う教育活動が確認できない場合や、当該申請者が出願要件を満たさない場合、申請書類に不備がある場合は、申請書一式を返却しますのでご注意ください。</p>
2月	滋賀県教育職員特別免許状検定委員への意見聴取
3月	決定連絡および特別免許状授与

#### 4 書類提出期限

令和5年12月22日(金)【厳守・必着(消印不可)】

※期限までに提出(必着)がない場合は、理由を問わず申請書類を受理しませんのでご注意ください。

#### 5 書類提出方法および提出先

持参または郵送(親展とし、簡易書留や特定記録郵便等、送達状況が確認できるものに限ります。)

滋賀県教育委員会事務局教職員課 服務・免許係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

電話 077-528-4531

メール ma03@pref.shiga.lg.jp